

令和8年度 川口緑化センター・道の駅「川口・あんぎょう」

広場でのキッチンカー出店販売募集要項

- 1 目的 来場者ニーズに対応するため、川口緑化センター・道の駅「川口・あんぎょう」広場で飲食物を販売する方を募集します。
- 2 対象期間 令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
- 3 出店申込み 出店は毎月募集し、前月の20日～25日の間までとします。
※原則、土日祝の募集としますが、希望があれば平日も可能です。
※月曜日（月曜が祝日の場合、翌平日が休み）は園芸売店が定休日のため、募集対象外とします。（15 その他-（11）参照）
※変更・やむを得ない出店の取りやめは、早めにご連絡下さい。
- 4 広場使用時間
キッチンカーの出店に係る時間は下記のとおりとします。
 - （1）搬入 8時30分～10時まで
 - （2）営業時間 10時から15時（希望があれば16:30まで可）
 - （3）搬出 15時
 - （4）完売等のやむを得ない理由により閉店する場合については、管理事務所の指示を受けてください。
- 5 場所 川口緑化センター／道の駅「川口・あんぎょう」（川口市安行領家844-2）
 - （1）広場蛇腹前（屋根なし）幅5m×奥行き5m
 - （2）広場軒下（屋根あり）幅5m×奥行き5m×高さ3m※1日最大2台までの出店
※出店場所はこちらで調整させていただく場合もございます
- 6 販売内容 （1）キッチンカーによる飲食物の販売
- 7 応募資格
 - （1）川口市観光物産協会の会員であること。
 - （2）川口緑化センターの会員に登録が済んでいること。
 - （3）飲食物を販売する方は、次に掲げるすべてを満たしていること。
 - ①食品衛生法に基づく営業許可書を有していること
 - ②食品衛生責任者手帳（確認証）を有するものが配置されていること
 - （4）川口市暴力団排除条例（平成24年条例第52号）に規定する暴力団、暴力団及び暴力団密接関係者（以下、「暴力団員等」という。）でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

- 8 使用料 総売上額の5%を使用料として徴収いたします。
※報告書をご記入の上、徴収は4階管理事務所にて行います。
- 9 貸出物品 (1) テーブル (たて 45 cm×横 180 cm×高さ 70 cm)
(2) パイプいす
※貸出物品については、出店者で設置していただき、原状回復することをお願いいたします。なお、数量に限りがございますのでご了承ください。
- 10 搬入・搬出の注意事項
(1) 営業時間中に車両を広場に入れる場合はハザードランプを点滅させ最徐行 (時速 10 km以内) して下さい。2人いる場合は必ず1名が誘導して下さい。
(2) 移動等により、商品や植栽等を破損させないように十分配慮して下さい。
(3) 完売の場合は管理事務所の指示を受けて下さい。
- 11 PR・周知 樹里安ホームページ、チラシ、地域新聞等でPRいたします。
- 12 申込方法 別紙「令和8年度川口緑化センター・道の駅「川口・あんぎょう」広場での販売出店申込書」に必要事項をご記入の上、メール、FAX 又は事務所に持参し、お申し込みいただきますようお願い申し上げます。
なお、協議したい事項や不明な点があれば、TEL 又はメールでご確認願います。
- 13 申込期間 上記「**3 出店申込み**」をご確認下さい
- 14 申込み先 (公財) 川口緑化センター 4階管理事務所 管理課
TEL 048-296-4021 FAX 048-295-0004
Mail jurian@jurian.or.jp
- 15 その他 (1) 出店について
・当法人主催の大規模イベント等で、出店できない日程があります。
・PRの関係で、お申込みされた場合は必ず出店をお願いいたします。
※出店を取りやめる場合は、速やかに管理事務所に連絡すると共に、自店が利用しているホームページやソーシャルメディア媒体で告知をお願いします。
※自己都合 (やむを得ない場合は除く) による急なキャンセルが多い場合は、出店をお断りさせていただく場合がございます。
・申し込み多数の場合は、抽選とさせていただきますのでご了承ください。
・出店に際しての事故・苦情等については、出店者とその責任のすべてを負うものとします。
・店舗外での客引き行為及び立回り等での売り込み行為はご遠慮下さい。

(2) ゴミ及び清掃について

- ・ゴミ袋を設置し、各自でお持ち帰りの上処分をお願いします。
- ・出店場所周辺が汚れた場合は清掃を行い、液体（水、調理で残った液体含む）は施設の排水溝に流さずお持ち帰り下さい。

(3) 衛生管理等について

- ・出店者は衛生管理を徹底し、販売する商品の品質を確保して下さい。
- ・食材が入った箱や調理器具等は、地べたに置かないで下さい。

(4) 事業費について

- ・電気・水・資材等の使用状況により、実費相当額を請求させていただく場合がございますので、ご使用の際には事務局へお申し出下さい。

(5) 火気等について

- ・火気や発電機を使用する場合、消防等関係機関に確認の上、消火器の設置等必要な措置を講じて下さい。
- ・営業時間中の敷地内での給油は原則禁止とさせていただきますのでご了承下さい。
- ・営業時も安全面への配慮を徹底して下さい。

(6) 騒音・臭気について

- ・出店の時発生する音や臭い等が来場者に迷惑をかける場合、管理事務所の指示に従っていただく場合がございますのでご了承下さい。

(7) 備品について

- ・飲食用のいす・テーブルは施設内にございますが、出店者で用意していただいても結構です。

(11) 定休日（テナント）・施設休所日等について

- ・毎週月曜（月曜が祝日の場合は営業し翌平日休み）
 - ・年末年始（12月29日～1月3日）
 - ・施設点検日（2月・7月に実施）
- 上記日程は出店ができませんのでご了承ください。

(12) 天候・台風等の場合

- ・強風・積雪時等の場合や、自然災害（地震等）、その他不可抗力の原因により、事務局の判断で出店を中止する場合があります。

※公共施設での販売であること、ご理解頂き、申し込みに関する更なる詳細については、お問い合わせ下さい。